

第Ⅱ部 紛争等処理の状況

第1章 事件の処理及び総務大臣への答申、勧告の概況

電気通信事業紛争処理委員会においては、

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁の手續
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

を行う機能を有している。

ここでは、平成18年度中の事件の処理等についてまとめた。

1 あっせん・仲裁

(1) あっせん

当委員会は、平成18年度中に16件のあっせん事件の申請を受け付けた。その経過概況は、次の表のとおりである。

あっせん事件のうち接続に関する費用負担についての14件は、あっせん手續の後、申請者が申請を取り下げた。また、接続協定の細目についての2件は、3月23日に申請があったところであり、現在処理中である。

事 件	申 請	処 理 終 了	終 了 事 由
平成18年(争)第1号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第2号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第3号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第4号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第5号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第6号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第7号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第8号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第9号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第10号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第11号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第12号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ
平成18年(争)第13号	平成18年8月9日	平成19年3月27日	取下げ

平成 18 年(争)第 14 号	平成 18 年 8 月 9 日	平成 19 年 3 月 27 日	取下げ
------------------	-----------------	------------------	-----

事 件	申 請	処 理 状 況
平成 19 年(争)第 1 号	平成 19 年 3 月 23 日	処理中
平成 19 年(争)第 2 号	平成 19 年 3 月 23 日	処理中

(2) 仲裁

平成 18 年度中、仲裁事件はなかった。

2 総務大臣への答申

平成 18 年度中、総務大臣から当委員会に対する諮問案件はなかった。

3 総務大臣への勧告

平成 18 年度中、総務大臣への勧告はなかった。

4 「電気通信事業者」相談窓口における相談

「電気通信事業者」相談窓口において、平成 18 年度中に 59 件の相談や問い合わせを受け対応した。相談内容別受付件数は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数
① 接続の諾否	18 件
② 接続に関する費用負担	9 件
③ 接続協定の細目	5 件
④ 卸役務の提供	4 件
⑤ 接続に必要な設備の設置・保守	6 件
⑥ 接続に必要な情報の提供	2 件
⑦ その他	15 件
計	59 件

第2章 あっせん事件の処理状況

平成18年8月9日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成18年8月9日（争）第1号～第14号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

平成18年	8月	9日	A社等各社、あっせんの申請（平成18年（争）第1号～第14号⇒（2））
	8月	10日	B社に対し、あっせんの申請があった旨通知
	8月	11日	あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員）指名
	9月	4日	B社、答弁書提出（⇒（3））
	9月	11日	両当事者より意見等の聴取
	10月	16日	A社等各社、B社からの答弁書（9月4日付け）に対する意見書提出
	11月	7日	B社、A社等各社からの意見書（10月16日付け）に対する答弁書提出
	11月	30日	両当事者より意見等の聴取 委員会の途中見解の提示
	12月	14日	B社、網使用料算定に関する考え方提出
平成19年	1月	12日	A社等各社、B社の考え方（12月14日付け）に対する考え方提出
	1月	25日	B社、A社等各社の考え方（1月12日付け）に対する考え方提出
	3月	6日	A社等各社、B社の考え方（1月25日付け）に対する考え方提出
	3月	23日	A社等各社、申請の取下げ（⇒（4））
	3月	27日	あっせん手続の取りやめ

（2）申請における主な主張（第1号～第14号）

① 協議不調の理由及び経緯

A社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の接続料（IC接続）と同じ水準（以下「LRIC水準^{*}」という。）により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成17年3月、A社等各社は、平成16年度及び17年度に適用する網使用料について、LRIC水準で協定事業者に対して提案したところ、

B社は、3分5.36円（平成16年度当初認可NTT東西IC接続料）以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

② 申請の内容

A社等各社は、

- ・ 自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意している
- ・ 平成17年度に関し、（実際のコストに基づき）網使用料水準を算出したところ、LRIC水準を上回る水準となっている

ことから、LRIC水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意するようあっせんを求める。

※平成16年度接続料は6.12円/3分（精算後）、平成17年度接続料は7.09円/3分。

(3) 答弁書における主な主張（第1号～第14号）

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているNTT東西網とは異なりA社等各社の利用者数および通信量は増加しており、平成16年度及び平成17年度については、平成15年度当初の合意水準（5.36円/3分）から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明（第1号～第14号）

A社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成18年8月9日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。